

西東京市

奨学金返還支援事業補助金 募集案内

令和8年度(第2期)募集用

【担当】

西東京市子ども若者部子ども若者応援課子ども若者計画係

目次

1 制度概要.....	1
2 申請期間	2
3 補助額	2
4 申請資格	3
5 必要書類	4
6 申請方法	7
7 審査	8
8 決定通知	8
9 よくある質問	8
(1)申請資格について	8
(2)申請書類について	8
(3)補助について	8
10 申請・問合せ先	8

1 制度概要

西東京市の若者の奨学金返還による経済的負担を軽減し、生活を支援するため、大学等を卒業後、奨学金の返還を自ら行っている方に補助する制度です。

- (1) 年齢が29歳以下で、補助対象期間において大学等を卒業して3年以内の方が補助対象です。
- (2) 補助対象期間は6か月毎に第1期及び第2期に分かれます。それぞれの補助対象期間に対して補助します(毎回申請が必要です)。

第1期補助対象期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

第2期補助対象期間：令和8年4月1日から9月30日まで

- (3) 補助金額は、補助対象期間に返還した金額の半額(1回あたり上限5万円、年間上限10万円)です。

【返還期間と手続きスケジュール】

年度	令和7年度						令和8年度											
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
第1期	第1期奨学金返還期間 (補助対象期間) ※この期間中に大学等を卒業して3年以内であること						第1期 申請期間 ※この時点で29歳以下であること	審査	補助決定 ↓ 振込				第1期 申請可能期間 ※4～5月に申請できなかった方対象 ※この時点で29歳以下であること	審査	補助決定 ↓ 振込			
第2期							第2期奨学金返還期間 (補助対象期間) ※この期間中に大学等を卒業して3年以内であること						第2期 申請期間 ※この時点で29歳以下であること	審査	補助決定 ↓ 振込			

【補助の例】

1回最大5万円、年間10万円まで

年度	令和7年度						令和8年度											
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
第1期	奨学金返還額 10万円						10万円の1/2						12万円の1/2(=6万円) と5万円を比べて低い方					
第2期							奨学金返還額 12万円						補助 振込額 5万円					

2 申請期間

補助対象期間ごとに申請を受け付けます。

第2期申請期間:令和8年10月1日(木)から11月30日(月)まで

申請できる補助対象期間:

- ・令和7年10月1日～令和8年3月31日の返還分(第1期申請期間に申請していない方)
- ・令和8年4月1日～9月30日の返還分

【申請にかかる注意】

- ・ 申請期間を過ぎると受付できません。
- ・ 対象となる奨学金(4 申請資格 参照)の貸与機関に返還額を証明する書類(返還証明書等)の発行を依頼していただく必要があります(P.5～6参照)。
- ・ 余裕をもって手続きを進めてください。

3 補助額

対象となる奨学金について、第1期又は第2期補助対象期間に返還した金額の半額(1回につき上限5万円、年間最大10万円まで)。

なお、対象となる奨学金のうち、2つ以上かつ異なる奨学金を返還した場合は、申請を希望する奨学金を1つだけ選択して申請してください。

※ 遅延利息、延滞金、振込手数料は除く

※ 1000円未満切り捨て

※ 補助対象期間内に返還した場合でも、返還日や金額が証明できない場合は補助対象となりません。

4 申請資格

以下8点を全て満たす場合に申請できます。（申請前に☑してご確認ください）

☐ (1) 以下のいずれかの奨学金を自らの名義で借り、自ら滞納なく返還している
【対象となる奨学金】 ①独立行政法人日本学生支援機構第1種学資貸与金又は第2種学資貸与金 ②一般財団法人あしなが育英会奨学金 ③ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金 ④ 社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 ⑤ 東京都育英資金 ⑥ 東京都母子及び父子福祉資金修学資金 ⑦ 厚生労働省が行う技能者育成資金融資制度
☐ (2) 市が指定する期間中（第1期又は第2期補助対象期間）に返還した
(1)に記載のあるいずれかの奨学金について、第1期又は第2期補助対象期間中に返還していた方が対象です。各返還時期以外の期間に返還したものは、補助の対象外です。 第1期補助対象期間（奨学金返還期間）：令和7年10月1日から令和8年3月31日まで 第2期補助対象期間（奨学金返還期間）：令和8年4月1日から9月30日まで
☐ (3) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日において <u>29歳以下</u> 、かつ 補助対象期間（奨学金返還期間）において <u>大学等を卒業して3年以内</u> である者
申請にあたっては、 令和8年4月1日時点で、29歳以下 であること、また、補助対象となるのは大学等を卒業して3年以内に返還した奨学金となるため、補助対象期間（奨学金返還期間）において、 大学等を卒業して3年以内 であることが要件です。
☐ (4) 西東京市内に居住している
市の住民基本台帳に登録されていることが要件です。（第1期を申請される方は、令和8年4月1日～5月31日の間に1日でも西東京市に居住していたことが要件です。第2期を申請される方は、申請日時点で西東京市内に居住していることが要件です）
☐ (5) 対象奨学金の返還期間と同時期に市内に居住している
第1期又は第2期補助対象期間（奨学金返還期間）中、継続的に市の住民基本台帳に登録されていることが要件です。
☐ (6) 申請日において住民税を滞納していない
住民税の滞納がある場合は補助対象外となります。
☐ (7) 奨学金返還に係る他の支援を受けていない
第1期又は第2期補助対象期間（奨学金返還期間）中に返還した奨学金について、企業・その他団体、親族、保証人等から、類似の補助などを受けている場合は申請できません。
☐ (8) 市公式LINEの友だち追加、市が実施するアンケートへの回答に協力できる
市公式 LINE の友達追加、申請時のアンケート、補助金の交付決定から1年間に市が実施するアンケートへの回答にご協力ください。

5 必要書類

■オンライン申請

以下(1)～(2)の2点を申請フォームでデータ添付してご提出ください。

(1) 奨学金貸与機関発行の返還証明書

補助対象期間における返還金額が分かる書類の提出が必要です。

5 ページに記載の証明書類をご提出ください。なお、依頼方法等が記載と違う場合は、貸与機関の指示に従ってください。

※発行までに 20 日前後かかる場合がありますので、余裕をもって依頼をしてください。

(2) 大学等の卒業証明書(書式指定なし)

氏名と学校名、卒業年月の記載がある書類が必要です。

【メールアドレス設定について】

申請受付時に、送信完了メールが「no-reply@logoform.jp」から送信されます。

事前に迷惑メールフィルターや受信許可リスト(ドメイン指定受信)などの設定をご確認いただき、上記のアドレスからのメールを受信できるよう設定をお願いします。

※Apple 社のドメインをご利用の方へ

現在、Apple 社のセキュリティ強化に伴い、Apple 社のドメイン(「@icloud.com」や「@me.com」)をご利用の場合は、市役所からメールを送信できない事象が発生しております。該当の方は**子ども若者応援課のメールアドレスをアドレス帳へ登録**いただくか、一度子ども若者応援課へメールでご連絡いただくようお願いいたします。

【子ども若者応援課メールアドレス】kodomowakamono@city.nishitokyo.lg.jp

■書面申請

以下(1)、(2)のコピー、(3)～(6)に必要な事項を記入してご提出ください。

(1) 奨学金貸与機関発行の返還証明書

補助対象期間における返還金額が分かる書類の提出が必要です。

5 ページに記載の証明書類をご提出ください。なお、依頼方法等が記載と違う場合は、貸与機関の指示に従ってください。

※発行までに 20 日前後かかる場合がありますので、余裕をもって依頼をしてください。

(2) 大学等の卒業証明書(書式指定なし)

氏名と学校名、卒業年月の記載がある書類が必要です。

(3) 西東京市奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(市の指定用紙)

※黒又は青のボールペン等ではっきりと記入してください。鉛筆・消えるボールペン不可

(4) 誓約書兼個人情報取扱同意書(市の指定用紙)

(5) 納税状況調査同意書兼給与又は収入申告書(市の指定用紙)

(6) 西東京市奨学金返還支援事業補助金請求書兼口座振替依頼書(市の指定用紙)

【書面申請用の市指定書式はこちらからダウンロードできます】

西東京市ホームページ「奨学金返還支援事業補助金」案内ページ→

URL https://www.city.nishitokyo.lg.jp/enjoy/wakamono_oen/R8scholarship-grant.html



【各奨学金の種別と証明書の依頼方法等】

奨学金	証明書類	依頼方法等
(1)独立行政法人 日本学生支援機構 第一種学資貸与金又は第二種学資貸与金	①奨学金返還証明書 ②奨学金返還額証明書	・「①奨学金返還証明書」と「②奨学金返還額証明書」を一緒に発行依頼してください。 ・「②奨学金返還額証明書」の対象期間は、ご自身が申請する期間（第1期は令和7年10月1日から令和8年3月31日まで、第2期は令和8年4月1日から9月30日まで）を指定して発行を依頼してください。 ※期間を指定しないと「発行時点までの全期間」で発行されます。「発行時点までの全期間」や、ご自身が申請する期間と異なる期間で発行された書類では受付できませんのでご注意ください。 依 頼 先:日本学生支援機構 奨学事業総務課 依頼方法:スカラネット・パーソナル又は「証明書発行申請書」の郵送による申請。
(2)一般財団法人 あしなが育英会 奨学金	返還額証明書	・ 証明書発行の【対象期間】を伝える必要があります。ご自身が申請する期間（第1期は令和7年10月1日から令和8年3月31日まで、第2期は令和8年4月1日から9月30日まで）を指定して発行を依頼してください。 依 頼 先:あしなが育英会 奨学金事業部 返還支援課 依頼方法:メール henkan@ashinaga.org 又は電話(03-3221-1255)
(3)公益財団法人 交通遺児育英会 奨学金	①奨学金等貸与残高証明書 ②返還履歴	・ 証明書発行時には、個人情報保護の観点から「ご本人確認」のため電話する必要があります。 依 頼 先:公益財団法人交通遺児育英会 返還課 依頼方法:申請はメール可 フリーダイヤル 0120-521-287 返還課直通電話 03-3556-0774 メール henkanka@kotsuiji.com

(4)社会福祉協議会 生活福祉資金貸 付制度 教育支 援資金	奨学金返還証明 書	依 頼 先:窓口となっている区市町村の社会福祉 協議会又は東京都社会福祉協議会 (電話:03-3268-7238) 依頼方法:申請は電話のみ。書類のやり取りは郵 送対応となります。
(5)東京都育英資金	①東京都育英資 金返還状況のお 知らせ ②返還計画明細 ③返還状況明細	・「返還日のわかるもの」と伝えないと「③返還状 況明細」が発行されないため、必ず「返還日の わかるものが必要」と伝えてください。 依 頼 先:東京都私学財団振興部育英資金課 依頼方法:電話 03-5206-7929
(6)東京都母子及び 父子福祉資金修 学資金	(不要)	・ 返還証明書の発行依頼、提出は不要です。 ・ 西東京市子ども若者応援課手当助成係に、返 還状況を確認します。 返還状況について確認したい場合は、次の連絡 先にお問い合わせください。 連絡先:西東京市子ども若者応援課手当助成係 電話 042-460-9840
(7)厚生労働省が行 う技能者育成資 金融資制度	①ローン契約書 ②返済予定表 ③返済残高明細	・ すでに発行され、手元に届いている①～③の 書類を市に提出してください。 ※インターネットバンキングからデータ出力し、提出 ※その他、融資元金融機関において、奨学金等の 返還すべき金額、補助対象期間における返還金 額がわかるものが発行されている場合は、代用 可能です。

6 申請方法

(1) オンライン申請

第2期申請期間：令和8年10月1日（木）午前0時から11月30日（月）午後11時59分まで
下の二次元コードから交付申請フォームへ入力して送信（必要書類はデータ添付する）

〔交付申請フォーム〕



(2) 書面申請

5 必要書類（P4）に記載の（1）～（6）の書類をすべてそろえ、10 申請・問合せ先（P8）に持参又は郵送（最終日必着）にて提出

第2期申請期間：令和8年10月1日（木）午前8時30分から11月30日（月）午後5時まで

【オンライン申請・書面申請共通事項】

申請にあたり、市公式LINEの友だち追加と市が実施するアンケートへの回答に協力していただく必要があります。下記の申請時アンケート回答フォームからアンケート（LINEの友だち追加確認あり）に回答してください。

※申請時に、アンケート送信後に送付されるメールに記載されている受付番号が必要です。

〔申請時アンケート回答フォーム〕



【注意事項】

- ・ 申請期間後の申請は基本的に受け付けできません。
- ・ 郵送料は、ご本人負担となります。
- ・ 郵送事故等ご不安な方は、簡易書留やレターパック等送付記録が残る郵便種別で送付してください。郵送事故であっても申請期間後の申請は受け付けできません。
- ・ 申請書や申請内容を偽るなど、不正な手段により交付決定を受けたと認められる場合は、当該決定を取り消します。
- ・ 申請書類は返却できません。控えが必要な場合にはご自身でコピーを取ってください。

7 審査

予算を超える申請があった場合、奨学金返還をした時期の収入が少ない順に選考を行います。
また、収入額が同額の場合は、収入に対する奨学金返還額の割合が高い順に選考を行います。

8 決定通知

令和9年1月上旬発送(予定)

【申請後の流れ】

令和9年1月頃、交付決定通知又は不交付決定通知が届きます。
役所での処理が終わり次第、指定口座に補助金が振り込まれます。

9 よくある質問

- (1) 申請資格について
- (2) 申請書類について
- (3) 補助について

(1)～(3)ともにホームページにて随時更新しております。
詳細は下記ホームページをご覧ください。



10 申請・問合せ先

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号(田無第二庁舎2階)
西東京市子ども若者部 子ども若者応援課 子ども若者計画係
電話 042-460-9841(直通) 平日:午前8時30分から午後5時15分まで
メールアドレス kodomowakamono@city.nishitokyo.lg.jp
(件名に「奨学金返還支援事業補助金について」と記載してください。)